

第 522 回福井地方最低賃金審議会 議事録

1 日 時：令和 7 年 8 月 5 日（火） 14 時 00 分～15 時 25 分

2 場 所：福井県国際交流会館 2 階 第 1・第 2 会議室

3 出席状況【出席委員 15 名】

公益代表委員 井花委員、佐藤委員、竹川委員、坪川委員、廣瀬委員
労働者代表委員 飯塚委員、岡本委員、杉田委員、中澤委員、山田委員
使用者代表委員 酒井委員、豊嶋委員、中山委員、西澤委員、山埜委員
事務局 石川労働局長、工藤労働基準部長、木村賃金室長、
西村室長補佐、富田賃金係員

4 議 題

- （ 1 ）令和 7 年度福井県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）
- （ 2 ）特定最低賃金改正に係る令和 7 年最低賃金に関する基礎調査結果
- （ 3 ）その他

5 議 事

○井花会長

皆様、本日はお忙しいところ御出席いただきまして、ありがとうございます。
ただいまから第 522 回福井地方最低賃金審議会を開催いたします。
議事に入る前に福井労働局長から御挨拶をいただきます。
お願いします。

○石川局長

委員の皆様、大変お疲れ様でございます。本日も大変暑い中、審議会に出席いただきまして誠にありがとうございます。本年度の目安の答申につきましては、大変遅くなっておりますけれども、昨晚、中賃におきまして、答申がなされまして、本日の午前中の専門部会において、専門部会委員の皆様方に伝達をさせていただいたところでございます。大変厳しい審議が想定をされます。委員の皆様方には何かと御負担をおかけいたしますけれども、何とぞ丁寧な、かつ真摯な御議論をお願いできればと考えております。

さて、本日の審議会につきましては、福井県の特定最賃 4 業種、これの改正決定の必要性につきまして、諮問をさせていただくこととしております。

小委員会を設置し、議論ということもございますけれども、そういった中で労使のイニシアチブ、これを十分に発揮していただきまして、こちらにつきましても丁寧かつ真摯な御議論をお願いできればと思っております。

昨年の全国の特定最賃の改定状況につきまして、少し触れさせていただければと思っております。

手元の資料の青のインデックスが付いた参考資料がございます。その目次をめくっていただきまして、1 頁に昨年度の全国の特定最低賃金の改定状況を整理した資料を付けさせていただいております。

1 ポツ目が地域別最賃、福井県は984円ですけれども、特定最賃4業種ございます。それに関する全国の、福井県の4業種に類する業種を持っている県の改定状況を整理したものでございます。

例えば、一番上の繊維工業関係につきましては、5県において特定最賃を設定しておりますけれども、令和6年度の改定は5県中0県という状況でございました。同じように、次、一般機械器具関係は25県で設定しておりますけれども、16県で改定をしております。電気機械器具関係では45県中33県、百貨店・総合スーパーマーケットにおきましては10県で設定しております、そのうち4県が改定をしているという状況のものでございます。

黒丸の二つ目でございます。6年度の改定の中で、全ての特定最賃の改定を見送った都道府県を列記したものでございます。8都県ございまして、Aランクでいうと、東京都、神奈川、地域別最賃が最上位の都県については全ての特定最賃の改定を見送っております。Bランクにおきましては福井県と奈良県が全ての最賃を見送っていると。Cランクにおきましては、地域別最賃でいうと最下位の部類でございすけれども、高知、長崎、宮崎、沖縄というところが、全ての地域別最賃を見送ったというところでございます。

参考が一番下の黒丸ですけれども、Bランク中、福井県より地域別最賃が高いところを列記したものでございすけれども、福井より地域別最賃が高い額が設定されているところでも、何かしらの特定最低賃金の改定が実施されているという状況を見ていただければ分かるかと思えます。

以上、今後の御審議の参考としていただければなと思っております。

それでは、本日もよろしく願いいたします。

○井花会長

ありがとうございました。

では、定足数の確認をいたします。事務局よりお願いいたします。

○西村室長補佐

本日の審議会につきましては、委員全員の御出席をいただいております。よって、本審議会は有効に成立していることを御報告いたします。

○井花会長

では、次に、議題(1)の「令和7年度福井県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)」に移ります。

事務局よりお願いいたします。

○木村賃金室長

ここで福井労働局長から福井地方最低賃金審議会会長に対し、令和7年度福井県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無につきまして、諮問をいたします。

井花会長、石川局長、会場中央までお願いいたします。

(石川労働局長が井花会長に諮問文を手交)

○木村賃金室長

ありがとうございました。自席にお戻りください。

○井花会長

では、引き続きまして、諮問に当たっての福井県特定最低賃金の申出書及び申出書に対する審査状況につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○木村賃金室長

では、説明させていただきます。着座で失礼させていただきます。

本日の資料でございますが、最初に緑色のインデックスがございます。この後ろ、資料第1として目次が入っております。目次項番を見ていただきますと、四つの業種につきまして、申出書、申出審査書を入れさせていただいております。

こちら資料第1につきましては、当局ホームページにアップするものとなっておりますので、個別企業名につきましては外した形を取らせていただいております。

青インデックスをめくっていただきますと参考資料、目次でございますが、4頁、項番4以降でございます。資料としては参考資料の5頁以降でございますが、各業種の申出者の審査表の別添、これは企業名が入っているものでございます。例えば、参考資料のハイフン5を見ていただきますと、繊維業の特定最低賃金の申出があった労働組合と賃金水準などが記載をされております。こちらにつきましては、参考資料として当局ホームページには掲載をしないで、皆様方に見ていただくこととしたいと思っております。ですので、もし個別企業名で御質問等がございましたらば、参考資料の何番の企業とか、何番の組合というように言って御発言いただきますと、議事録を作成するときに大変助かりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは本資料の緑インデックスの1頁、ハイフン1の項を見ていただければと思います。こちらに諮問の写しが入っております。ただいまの諮問文につきましては御覧のとおりでございます。

ハイフン2頁でございます。こちらはU Aゼンセン福井県支部、支部長様からの申入れでございます。福井県紡績業、化学繊維、織物、染色整理業最低賃金の改正決定について申し出るというものでございます。

こちらにつきましては、審査したものがハイフンの3でございます。

件名といたしましては、紡績業、化学繊維、織物、染色整理業最低賃金でございます。申出のケースとしましては、労働協約ケースでございます。

審査事項といたしましては、(1)にございますが、大きく 〃 の定量的要件となっております。

のところでございますが、適用を受ける労働協約の内容でございます。申出を行う5組合、こちらにつきましては参考資料のハイフン5を見ていただきまして、その表に記載されているところでございまして、福井県内の事業所における労働組合であることが分かります。

また、参考資料に添付しておりますように、全ての組合について適用を受ける労働協約の写しが添付されており、これらには賃金の最低額に関する定めがされていることが見てとれます。

ただ、協約の最低賃金の額につきましては、それぞれ別の額となっておりますので、協約中の最低額をもって共通額としまして、最低額について実質的に内容を同じにす

る定めがあるという取扱いとなっております。

定量的要件につきましては、申出書記載の適用労働者数ということで、5,066 名でございます。こちらにつきましては、この黄色いインデックスの 36 頁を御覧いただきますと、本年 3 月に、当局からお示しました。福井県特定最低賃金の適用労働者数について、こちらを母数とするものでございます。

繊維につきましては一番上の行でございます、5,066 人、これが適用労働者数の母数となるものでございます。

資料 1 のハイフン 3 に戻りますけども、5 組合の労働協約の適用労働者数は 2,082 名でございますので、母数に対します割合は 41.1%となります。よって、おおむね 3 分の 1 以上と認められるところでございます。

これらの組合につきまして、改正決定の申出をするという決議等がなされておりまして、4 頁になりますが、U A ゼンセン福井県支部長様への委任も認められまして、これらから申出記載の定量的要件は満たされていると判断をしているところでございます。

参考資料のハイフン 4 を御覧いただきますと、金額を入れてございます。五つの組合の中で月給額を所定労働時間で割りました賃金の最低額、時間額換算をいたしますと、繊維の、労働協約の最低額は 1,057 円となるというものでございます。

では、次の繊維機械、金属加工機械製造業最低賃金の申出に移ります。こちらにつきましては資料で第 1 の 5 頁からとなります。5 頁は諮問の写し、6 頁は申出書の写しでございます。

7 頁の審査書でございますが、すみません、誤植がございますので、訂正をさせていただきます。

おおむね 3 分の 1 以上のところにつきまして、申出書記載の適用労働者数は 1,624 となっておりますが、1,875 が正しい数字でございます。1,875 でございます。それから、申出書記載の労働協約適用労働者数は 795 となっておりますが、これは 804 が正しい数字でございます。

誤植の訂正をよろしくお願いいたします。

御覧いただいております申出審査表でございますが、件名は、繊維機械、金属加工機械製造業最低賃金であります。申出ケースにつきましては、同じく労働協約ケースによる申出でございますので、審査事項としましては、定量的要件等の から ということとなります。

四つの組合の申出でございますが、うち二つの組合について労働協約の写しがございまして、その二つの組合については最低額の定めがなされているところでございます。

よって、その 2 組合の共通額というのは、協約の最低額をもって共通額とするということでございます。

定量的要件の 3 分の 1、1,875 の基礎資料の 36 頁のところの数字と同じでございます。

続きまして、804 の数字につきましては、申出書の中の 29 頁。29 頁以降が機械の審査表となっております。この中で 31 頁を御覧いただきますと、表がございまして、横置きになりまして上から二つ目の企業、一つ、二つの企業につきましては、協定書がついている企業ということで、従業員数が 368、436 ということとなります。この二つの従業員数を足しますと 804 という数字となっております。

参考資料ハイフン 31 頁を御覧いただいておりますが、3 行目、4 行目の労働組合につきましては、協定書の添付がございませんので、適用労働者数の分子には含めていないということでございます。

資料第 1 の 7 頁の審査表に戻らせていただきますが、1,875 に対する 804 ということで、適用労働者数の割合は 42.9%となります。つきましては、おおむね 3 分の 1 以上と認められるところでございます。

労働組合の申出と委任が認められますので、有効な申出と考えております。最低額につきましては、ハイフン、参考資料の 29 頁に時間換算の金額を入れてございまして、二つある企業の低い方、1,244 円が労働協約の最低額ということで認めているところでございます。

続きまして、電気機械器具製造業最低賃金額でございしますが、こちらの説明に移ります。

諮問の写しにつきましては、9 頁に入れてございます。

資料第 1 の 10～11 頁は申出書の写しを入れてございます。

申出書は電機連合福井地方協議会で、議長様でございます。

こちらの審査表でございしますが、資料第 1 のハイフン 12 となります。件名は略称で電気機械器具製造業となりますが、申出につきましては同じく労働協約ケースでございします。

これにつきましては審査表の個別企業名が入っているのは、参考資料の 43 頁となります。

労働組合名としては七つの組合がございまして、いずれも福井県内の事業所であることが確認できるところです。

労働協約については全て添付されておりまして、異なることから最低額をもって共通額とみなすという取扱いとなるところでございます。定量的要件につきましては、母数が、同じく 11,413 名ということでございます。

緑インデックスの 36 頁になります。11,413 名でございします。これに対しまして、適用労働者数は 7,238 となります。7,238 の内訳につきましては、参考資料のハイフン 49 頁に入れてございます。

適用労働者数の割合といたしますと、審査書の第 1 のハイフン 12 に戻りますが、63.4%となりますので、おおむね 3 分の 1 以上と認められるところでございます。

申出書につきましては、全ての組合からの申出の実施と、代表者への委任が認められるところでございます。

参考資料 43 頁には、月給額を時間換算した金額を載せてございます。

この中で最も低い労働協約の最低額につきましては、5 番のところでございますが、1,299 円でございます。

続きまして、百貨店・総合スーパーに移らせていただきます。

第 1 のハイフン 15 頁が諮問の写しということと、16 頁が申出の写しということで、U A ゼンセン福井県支部長からの申出でございします。こちら、同じく申出ケースは労働協約ケースでございします。

定量的要件のところの でございしますが、適用を受ける労働者、労働協約につきまして、申出にありましたのは 4 組合でございします。

参考資料のハイフン 59 頁となります。

分会ごとになっておりますので、10 番までの事業所になっておりますが、組合とし

ては4組合と承知しております。いずれも福井県内に事業所のある労働組合でございます。

労働協約が添付されておりますが、最低額は別々でございますので、共通したものとして取り扱うということとなり、でございますが、母数といたしましては1,200名ちょうどとなります。

労働協約の適用労働者数といたしましては、参考資料の61頁に記載がございます。

こちらは907名となります。したがって、特定最低賃金の適用労働者との割合でいきますと75.6%ということで、おおむね3分の1以上と認められるところでございます。

こちらにつきましても、申出の合意と代表者への委任が認められるところでございます。

参考資料の59頁に目を移していただきますと、1から10番の企業の中で最低額が10番の企業組合でございまして、時間額でいきますと1,050円というようなものが労働協約の最低額となるとところでございます。

では、以上、審査状況の説明でございました。

○井花会長

ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明につきまして、御質問、御意見等ございませんでしょうか。

山埜委員どうぞ。

○山埜委員

1点だけ。黄色のインデックスの36頁ですけれども、適用労働者数ですが、昨年も聞いたと思うのですけれども、繊維の適用事業者数が昨年も増えていたと思うのですけれども、今年も繊維、大きく増えているのですが、こういうことってというのはあり得るのでしょうか。

○木村賃金室長

はい。まず、黄色インデックスの資料の第2ハイフン36の資料について、でございます。

まず、2段書きとなっております、上の数字は令和7年3月の審議会のときにお示した数字でございます。

括弧書きにつきましては、その1年前の令和6年3月の審議会の中でお示した数字でございます。この値につきましては、令和7年3月にお示したものと修正はしておりませんので、変わりはありません。その中で、例えば、繊維ですと210から247に増えているというところにつきましては、こちらはその3月にも御説明したところですが、備考書きのところで経済センサスの活動調査を基礎といたしました、事業所母集団データベースから集計をするものでございますけれども、こちらが令和3年次フレーム確報というものをういております。この確報というものは、業種でいきますと、細分類に対して事業所数と労働者数の数字が示されているものでございます。こちらを集計したものが210であり247という数字となるのですが、このフレームというのが、その時々によって変わってまいります。令和3年次フレームで集計したも

のを、確報というリバイスしたものが示されています。これによって少し数字が動いていくのですが、その増加要因というものについては、正直、分からないところもございます。総務省から提供される経済センサスを基としたデータベース、こちらの数字が変わっているからということでございます。

ただ、データベースの作り方につきましては、承知しているところで申し上げますと、3年に一度の基礎調査結果や登記関係でありますとか、労働保険の成立の関係でありますとか、そういった省庁別のものが総務省にデータとして集まりまして、それを基にこのデータベースを改修していくと。そのときに必要に応じてその時々、数字が提供されるというようなことございまして、この中で増えていったというところでございます。ですので、事業所の名寄せができないものですから、こういったところで、こういった会社が増えているということについては、ちょっとお答えができませんところでございます。

説明としては、以上でございます。

○井花会長

ありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。

1点ちょっと、細かいことで事務局にお聞きしていいものかどうか分からないのですが、青色インデックスの59頁ですけれども、福井県百貨店・総合スーパーの表でして、この10番の労働組合ですが、これはあれですかね、時間給の従業員、組合員ばかりで構成される組合ということなののでしょうか。事務局に聞いていいものかどうか分からないですけど、もし御存じでしたら。

○木村賃金室長

お答えはしますが、もし誤認がありましたら労働者委員の方で御説明いただければと思います。御質問がありましたのは、百貨店・総合スーパーで、名簿でいきますと10番目の企業でございます。こちらにつきましては、参考資料の90頁となります。

当該10番目の企業の労使間の確認書の写しをこちらに入れてございまして、記の1のところにつきましては、日給月給系の社員についての最低初任給給与ということで労使協定をしているところでございます。

ただし、1頁戻りまして、ハイフン89頁のところでございますが、当該企業におきましては別表のタイトルにありますようなコミュニティ社員という位置付けの方もおられるようでして、この方々につきましては時給額によるところの最低額が決められているところでございます。月給換算と時給換算のほうで時給換算のほうが高いものですから、本審議会の申出の審査としましては低いほうの、時間額で御案内しているところでございます。

○井花会長

はい、分かりました。ありがとうございました。

ほかに御質問、御意見等ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○山埜委員

今の 88 頁の賃金・時間調査票の中で、協定の有無ってというのが日額と時間額は「なし」となっているのですが、それはそれでいいのですか。

○木村賃金室長

90 頁の本文記の 2 ポツのところに、コミュニティ社員の最低時給額については別表 のとおりとします、というような記載がございますので、賃金時間表の協定の「なし」というところは、これは「有り」ではないかと思っております。

申し訳ないのですが、賃金時間表は申出書に添付されている書類でございますので、ここの誤りではないかというふうに承知をしているところでございます。

この点につきましては、申出人の方で、御説明いただければと思うのですが。

○中澤委員

一度ちょっと確認をして、また回答させていただくような形でよろしいでしょうか。すぐに御報告ができなくて申し訳ないです。

○井花会長

では、また次回で結構ですので、念のためですけども、教えていただけますでしょうか。

必要性審議につきましては、検討小委員会を二日間に分けて実施することとしております。

検討小委員会の委員につきましては、第 520 回の審議会において了承されました特定最低賃金に関する検討小委員会運営規程第 3 条第 2 項により、各委員は、審議会の議決により会長が指名するとされております。

つきましては、検討小委員会委員名簿を（案）のとおり指名してもよろしいでしょうか。

○木村賃金室長

すみません。私の説明が不足しております。

資料の説明を続けさせていただければと思います。

青色インデックスの 2 頁、3 頁を御覧いただければと思います。

今ほど、井花会長から検討小委員会の名簿、日程というところでございますが、今までの調整の状況を御説明させていただきたいと思っております。

参考資料の 2 につきましては、審議会日程を入れさせていただいております。

本日諮問ということと、8 月 26 日、28 日の地域別最低賃金法の異議審の日程の中で、必要性審議ということで、地賃の金額、答申額に対して改正の余地があるかないかということ一度御審議いただくというようなことを以前から御案内しているところでございます。

その後、検討小委員会を設置したいということで、その日程につきましては 9 月 9 日、16 日で今調整をしているところでございます。日程としてはここで固めて進めてまいりたいと思っております。

そして、検討小委員会で検討いただいたものを、また全員で御審議いただくという

ことで、525 回の審議会に戻りますが、9 月 19 日 10 時からというような流れで考えております。

3 頁でございますが、公益代表、労働者代表、使用者代表の方々と、それぞれで今年の小委員会の委員につきまして御協議をいただきまして、私どものほうで確認をさせていただきました。

すみません。小委員会の委員長と委員長代理のところの印が既に入ってしまったておりますが申し訳ございません、これは公益の先生方で協議した結果の段階ということで、御理解を賜りたいと思います。

また改めて、皆様の推薦により決定するというような手続は踏ませていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

一応、協議の結果としてはこのようなことということでございます。

公益の先生方につきましては、佐藤委員、竹川委員、坪川委員。それから、労働者代表につきましては、杉田委員、中澤委員、山田委員。使用者代表といたしましては、酒井委員、中山委員、山埜委員でございます。大変お忙しいところ恐縮でございますけれども、小委員会につきまして、また日程調整に御協力をお願いしたいと思います。

小委員会の名簿案と日程につきまして、以上でございます。

○井花会長

はい、ありがとうございました。

そうですね、読み上げていただかないと議事に挙げたことにはならないかと思しますので、私がこの資料にあることだけでもって先に進んでしまいまして、失礼しました。

では、今、御説明いただきました内容のとおり進めるということで、そしてまた、検討小委員会委員名簿につきましては御説明いただいた案のとおりということで指名してもよろしいでしょうか。

(異議なし)

はい。では、異議なく了承をされたものとしまして本年度、検討小委員会の委員を先ほどの名簿案のとおり決議しまして、会長として指名させていただきます。

各委員の皆様におかれましては、御多忙のところ恐縮ではございますが、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無につきまして、調査審議を実施していただきますよう、よろしくお願いいたします。

では、続きまして、議題(2)の特定最低賃金改正に係る令和7年最低賃金に関する基礎調査結果に移ります。

事務局からの説明をお願いいたします。

○木村賃金室長

はい。引き続き、着座で失礼させていただきます。

今度は、黄色インデックスの後ろに特定最低賃金に関する私どもが実施いたしました最低賃金に関する基礎調査結果を入れてございます。

資料第2の1頁につきましては、基礎調査の概要ということに記載させていただいております。こちらにつきましては、地域別最低賃金と同じでございます。ただ、注

意点といたしましては、調査範囲が対象のところでございますが、事業所母集団データベースでございます。先ほど申出書の審査、申出書のところで御説明しましたのは、令和3年次フレーム確報というものでございますが、今回は令和4年次フレーム確報というのが提供されておりますので、それに基づいて実施しております。ですので、産業ごとの母集団の数字というのは、若干移動が、動きがございますので、その点は御承知おきいただきたいと思います。

一番下の方、有効回答数のところを見ていただきますと、4の(3)でございますが、特定最低賃金の対象産業といたしましては、231の企業から回答をいただいたというところでございます。

内容でございますが、横置きになりまして、2のハイフン2でございます。

それぞれの産業で規模ごとに適用事業所数と、それから、括弧書きでは労働者数、それから、調査依頼数、集計数を記載しております。

この調査自体は、製造業は100人未満を対象としておりますので、事業所数、母数につきましては、100人以上のところは集計しておりません。

この結果でございますが、2のハイフン3頁でございます。特定最低賃金対象産業の未満率でございます。紡績業、化学繊維、織物、染色整理業につきましては、未満率でございますけれども、6月の賃金での適用は地域別最低賃金が984円でございますが、この割合は5.2%でございました。内訳は2,911に対する152ということで、これは復元の数字でございます。

繊維機械、金属加工機械製造業の未満率につきましては、規模等合計で1.3%でございます。電気機械器具製造業の未満率は2.3%でございます。

百貨店・総合スーパーの未満率は0でございます。このような未満率の中で、内訳の規模別、年齢別、男女別は御覧のとおりでございます。

2のハイフン2の4に移ります。4頁につきましては、縦置きとなりまして、四つの業種、産業の賃金特性の結果でございます。

紡績業、化学繊維、織物、染色整理業につきましては、平均した、月の平均賃金額は1,426円でございました。

賃金額が低い方から高い方に並べたときのちょうど真ん中のサンプルの金額は1,322、中位数1,322でございます。

低いほうから高いほうに並べたときの25%、4分の1のサンプルの方の金額は1,077、同じく10分の1のサンプルの方の金額は989。20分の1、5%のサンプルの金額の方は980円というようなことでございます。

同じように繊維機械、金属加工機械製造業の平均賃金、平均は1,645、中位数が1,548、第1・4分位数が1,266、第1・10分位数が1,061、第1・20分位数が1,030。電気機械器具製造業は平均が1,394、中位数が1,215、第1・4分位数が1,043、第1・10分位数が990、第1・20分位数が984。百貨店・総合スーパーの平均賃金が1,227、中位数が1,085、第1・4分位数が1,050、第1・10分位数が1,020、第1・20分位数が1,000ということとなります。

この値につきましては、規模別を記載しておりますので御参照いただきたいと思います。

第2のハイフン5につきましては、賃金特性値の、これまでの推移を入れてございます。

第2の6頁以降につきましては、引上げ額を御審議いただくときに、幾ら引き上げ

た場合には影響率が何%になるのかというようなことを早見表で表したものでございます。

第2のハイフン6につきましては、上のタイトルの括弧書きがございますが、紡績業、化学繊維、織物、染色整理業のものでございます。

こちらを1円刻みで100円まで、11頁まで記載をしております。

12頁からは繊維機械、金属加工機械製造業のものを入れてございます。

同じく1円刻みで100円アップまで入れてございます。

ハイフン18頁につきましては、電気機械器具製造業の略称で申しますが、こちらを入れてございます。23頁までとなります。

24頁からは百貨店・総合スーパーを入れてございます。29頁までとなります。

復元のところの項数等は説明を省略いたします

36頁につきましては、既に御覧いただいております、母数の数字でございまして、37頁以降は、集計に用いましたシステムから打ち出した現況でございます。

こちらは984円よりも低い金額の方でも入れてございますので、973円以下、974円はというようなことでハイフン38頁でございまして、もう少し最賃未満の方の分布を分かるような形で入れておりまして、上の金額につきましても2,000円までの分布を入れてございます。

中位数でありますとか平均賃金につきましてはの根拠数字は43頁でございます。こちらは今、繊維業のほうで御案内しておりますが、43頁に細かい数字になりますけれども、ここに記載がございまして。

45頁、44頁からは繊維機械製造業のシステムから打ち出したものの記載がございまして、51頁からは電気機械器具製造業のものを入れてございます。58頁からは百貨店・総合スーパーのものを入れてございます。

今ほど御案内いたしました総括表の(1)というのにつきましては、規模別、年齢別の詳細を御確認いただくことができますと思います。

ハイフン65からはまた繊維業に戻りますが、こちらにつきましては男女別、性別での分布が分かるように、システムから打ち出したものを入れてございます。同じように男女別のシステムからの帳票を機械、電気、百貨店・総合スーパーという形で並べて入れさせていただきました。

以上が、黄色インデックスの説明でございます。

続きまして、オレンジ色の説明でございます。オレンジインデックスからは資料の第3ということで、今ほどの基礎調査の賃金特性値を分析したものを入れてございます。

資料第3のハイフン1頁を御覧いただければと思います。

こちらは横置きとなりまして、上段には左右の表がございまして。資料第3の1頁につきましては、まずこちらは繊維業についての分析となります。上段、上のほうの表につきましては、地域別最低賃金、製造業やサービス業も含めました、小規模事業場の賃金の結果でございまして。

例えば、地域別最低賃金を御審議いただく際に使っています、基礎資料の平均賃金は1,459円であり、中位数は1,259円でございました。令和7年のところ見ていきまして、上の表の右側でございまして、特定最低賃金繊維の適用産業というところで、平均賃金は1,426円であり、中位数は1,322でございまして。これら地域別最低賃金の金額に対して、特定最低賃金、繊維の賃金特性が指数を100としたときに、どのぐら

いの値になるのかを下の表にしたものであります。

ですので、令和7年度を見ていただきますと、平均賃金、地域別最低賃金のものに比べまして、特定最低賃金のものの平均賃金は97.9%ということで、1,459円に対して1,426であり、若干低いということがお分かりいただけたと思いますが、中位数につきましては5%ほど高い、優位性がある。第1・4分位数につきましては2.6%となりますが、第1・10分位数を比べますと、地域別最低賃金の分布は1,000円であるのに対しまして、繊維のほうは989円となりますので、98.9%の推移であるという、そういった見方でございます。

地域別最低賃金の他の製造業やサービス業などと比べて特定最低賃金の優位性があるか否かというところを見ていただきまして、第3のハイフン2、こちらは機械器具製造業でございます、下の表は令和7年度、全て100%を超えてきているというようなところでございます。

電気機械器具製造業は3頁になります。こちらにつきましては御覧のとおり、指数といたしますと平均賃金で95.5というところ、第1・10分位数で99.0というようなこととなっております。

百貨店・総合スーパーにつきましては、御覧のとおり令和7年度につきましては、平均賃金の84.1、中位数で86.2、第1・10分位数で102.0ということとなっております。

こちらは基礎調査の中での比較となっておりますので、大企業との比較という点では調査対象に留意する必要があるということも御念頭に置きながら御覧いただければというふうに思います。

第3ハイフン5頁につきましては、こちらは今、賃金特性で中位数や平均賃金ということをお申し上げしましたが、第1・10分位数、下のほうから、高いほうに並べて、10分の1のところのサンプルの金額を表したときに、本年度地域別最低賃金は1,000円でございます。

繊維は989円、金属加工機械は1,061円、電気は990円、百貨店・総合スーパーは1,020円ということでもありますので、地域別最低賃金の1,000円を100としたときの割合でございます。この推移をグラフ化したのが第3ハイフン6でございます。

ですので、100を超えていますと小規模事業所の比較においては地域別最低賃金よりも特定最低賃金において優位性があるというようなことが分かります。そういったものを見てまいりますと、金属加工用機械でありますとか百貨店・総合スーパーというものについては、地域最低賃金のデータよりも高い推移をしているということがお分かりいただけたと思います。

次に、第3のハイフン7頁でございますが、こちらは棒グラフと線グラフを重ね合わせているものでございます。同じようなシートが、グラフが四つほど続きますけども、それぞれ繊維機械、電気、百貨店・総合スーパーという形でお示しをしております。

まず、色で分けておりまして、青色でございます。棒グラフと線グラフがありますが、線グラフにつきましては、地域別最低賃金を適用する他の製造業でありますとか、サービス業での結果、得られた中位数でありますとか、実線が中位数でありますとか、下の点線につきましては第1・10分位数の推移を表したものでございます。

棒グラフは特定最低賃金の推移を表しているものでして、中位数を比較していただくために、地域別最低賃金の結果の中位数と、棒グラフで表しました特定最低賃金の

結果等を重ね合わせています。

つまり実線よりも棒グラフの頭が抜け出ている方が、特定最低賃金に優位性があると、賃金水準が高いということを見ていただくものとしております。

このように見てまいりますと、第3の8頁でございます、繊維機械、金属加工機械製造業につきましては、線よりもそれぞれ中位数、10分位数が棒グラフのほうが上に突き出ておりますので、全体的に優位であるということもお分かりいただけると思います。

3の9頁で電気機械器具製造業につきましては、毎年の推移をこのように入れさせていただいております。ただ、電気機械器具製造業につきましては、繰り返しになりますが、100人未満の事業場での賃金特性を表しているものとなりますので、小規模事業場の賃金水準での比較ということでございます。

百貨店・総合スーパーの推移につきましては、ちょっと注意点がございまして、これから二つグラフを御紹介いたします。

まず第3の10頁につきましては、一般とパートタイム労働者を合わせた数字でございます。一般とパートタイム労働者を合わせた数字になりますと、中位数が下がっていることがお分かりいただけるのではないかと思います。これは労働者の構成でございまして、どうしてもパートタイム労働者の方が多くなりますので、その方たちの賃金が効いていまして、低く出るということがあります。

ですので、百貨店・総合スーパーにつきましては、3の11頁からパートタイム労働者のみを集計をした場合のものをお示しするようにしております。

そうしますと、地域別最低賃金のパートタイム労働者のみを集計したものにつきましては、第3ハイフン11頁上の表となります。上の表でパートタイム労働者の平均賃金は1,185でありまして、中位数も1,040でございまして、第1・4分位数は1,000、第1・10分位数が985、第1・20分位数が、最低賃金と同じ984となります。これに対しまして、百貨店・総合スーパーのパートタイム労働者のみ、パートのみを集計したものについては、平均賃金が1,088、中位数が1,065、第1・10分位数は1,050、第1・10分位数が1,010、第1・20分位数が1,000というようなこととなっております。ですので、地域別最低賃金のそれぞれのマスの指数を100とした場合の指数としては、中位数以降、4分位数、10分の1、20分の1については、100を超えてくるといようなこととなります。第1・10分位数のみを比較、中位数と第1・10分位数を比較した場合のグラフの推移といたしましては、おおむね、それぞれ頭が抜き出ているところがお分かりいただけるのではないかと思います。こちらは、特性として特定最低賃金の優位性も見ていただくためにお作りしたものでございます。

説明としては以上でございます。

○井花会長

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして御質問、あるいは御意見等ございませんでしょうか。はい、どうぞ。飯塚委員どうぞ。

○飯塚委員

資料の確認ですけれども、第3の8の機械の棒グラフと折れ線グラフで、オレンジ色の棒グラフが、これ平均賃金を表していると書いてあるのですよ、図表のコメント

を見ると。ほかは全部、中位数ですけれども、機械だけ棒グラフが平均賃金になっている。これって何か、ただ単に記載、転記ミス、抽出ミスなのでしょうか。

○木村賃金室長

御指摘をいただきありがとうございます。すみません、御指摘のとおり、数値としてはおかしいものをお示ししていることに気がついたところです。

第3の8頁につきましては、1,645を平均値として表しておりますが、第3の2のところにつきましては、数字を御確認いただきますと、1,645は平均賃金で間違いのないものでございますので、グラフの作り方が誤っているというところでございます。グラフを作るときのセルの位置を平均賃金の列に合わせてしまったということで、こちらは作成ミスでございます。改めまして、第3の8につきましては、作り直しましてお示しをさせていただきたいと思います。御指摘いただきまして、ありがとうございます。

○井花会長

ありがとうございました。では、また作り直したものをいただけるということで。はい。よろしくお願いします。

ほかに御意見、あるいは御質問ございませんでしょうか。

中澤委員、どうぞ。

○中澤委員

細かい質問で申し訳ないです。資料の第3の1の繊維の特定最低賃金の適用産業というところで、令和7年度について、第1・20分位数のところで最低賃金を下回っているところがあるのですが、これは何か労働時間と、所定労働時間等で割り返したときに、たまたまそういう数字が出ているのか、確認したいのですが、お願いします。

○木村賃金室長

ありがとうございます。今ほどの御質問は、資料第3の1で、第1・20分位数が980円であると。最低賃金が984円であるところを980円ということについてでございます。こちらは6月の調査ということで、月給を時間換算額に直しましたときに、どうしても1年単位の変形労働時間制のような1年の所定労働時間で換算すれば最低賃金を満たしているけれども、所定労働日数が多い6月で割り返しますと時間当たりの金額が低く出てしまうということがございまして、このような値で現れたものと承知しております。

以上でございます。

○井花会長

以前、御説明いただいた、6月には祝日とかがなくてっていう、あれと同じことですよね。

○木村賃金室長

はい。さようでございます。

○井花会長

分かりました。

ほかに御意見、御質問ございませんでしょうか。

では、特に、これ以上はないということで承りました。

それでは、議題（３）のその他に移ります。

事務局から説明をお願いいたします。

○木村賃金室長

特定最低賃金の説明につきましては以上とさせていただきます。ありがとうございます。

続きまして、今年度、目安報告が当初予定いたしておりました、７月３１日の審議会においての説明ということができませんでしたものですから、局長の挨拶にもございましたように、本日午前に開催をいたしました、第２回の専門部会において報告をさせていただいたところでございます。つきましては、専門部会委員の委員以外の皆様にも目安の答申や公益見解を御承知おきいただきたく、専門部会委員の方々には、専門部会委員以外の方々には机上配付として、本日入れさせていただきました。

御案内していなかったのですが、専門部会の皆様はお持ちでしたら、御覧いただきたいと思ひますし、お持ちになっていらっしゃるならば、コピーを用意しておりますので、お申し付けいただければと思ひます。

少しだけお時間いただきまして、目を通していただきまして。その後、専門部会委員の方々に、もし何か御発言等が特にございましたらば、いただきたいということで、簡単に目を通していただければと思ひます。

目安の答申につきましては、８月４日、昨日、厚生労働大臣宛て中央最低賃金審議会会長から答申がありました。今、御覧のものにつきましては審議会の委員が写しとして、コピーとして入っているところでございます。答申につきましては記の１でございますが、目安においてに、ついては、金額に関して意見の一致を見るに至らなかったということと、この答申書のつくりといたしましては、公益見解の別紙１と、それから小委員会報告の別紙２から成っております。

地方審議会におきましては、別紙１の２に示されている公益委員の見解を十分に参酌され自主性を発揮することを強く期待するというようなことが述べられているとともに、答申書の記の４以降につきましては、政府に対する要望などが列記されているというところでございます。

１頁おめくりいただきました別紙１、公益見解でございますが、Ａランクは６３円、福井を置くＢランクは６３円、Ｃランクは１円高い６４円となっているところでございます。これらの審議に当たりましては２の（１）ところでございますが、特に地方審議会における自主性発揮が確保できるよう、整備充実や取捨選択を行った資料を基に、政府方針に配慮して審議を行ったということでございます。

１頁からは労働者の生計費について記載がしておりまして、詳細な説明は割愛させていただきますが、主に消費者物価指数の上昇率、対前年同期の上昇率などが比較されているところでございます。

その中で持家を除く、持家の帰属家賃を除く総合という指標を、過去から中賃は使っているわけでございますが、昨年は物価上昇率を重視するということもありまして、２頁の上から４行目でございますが、頻繁に購入する品目、こちらについて昨年から

指標として追加してきたというところがあります。

ただ、本年は頻繁に購入する品目以外の生活必需品であるとか、食料、エネルギー、そういったものの消費者物価の上昇への寄与が大きいということで、消費者物価指数の中でも他の指標についても勘案していこうということで、いろんな指標が用いられているところでございます。

これらにつきましては、2 頁の中ほどに書かれているのですが、括弧書きの方で頻繁にする購入品目に加えて、1 か月に 1 回程度購入という指標でありますとか、食料でありますとか、基礎的支出項目でありますとか、こういった指標を並べて総合的に判断することが述べられているところでございます。

その結果につきましては後、確報値がございましたので、そちらで御覧いただければと思います。

3 頁の賃金でございますが、連合の集計によるところの春季賃金妥結状況でありますとか経団連の状況でありますとか、日商の状況。あわせて、厚生労働省が実施しました小規模事業所向けの賃金改定状況調査、こういったところの上昇率を見ているところでございます。いずれも昨年よりも上回っているという状況でございます。

4 頁の中ほどでございますが、E U 指令というところのくだりがございます。E U 指令では賃金中央値の 60%、平均の 50% の水準ということが示されているのですが、先進国と比べると日本は低いという中で、実際にその比べ方については、超過勤務手当であるとか賞与、こういったものを加味して計算するかどうかという我が国特有の賃金制度、体系がありますので、そちらについては今後検討ということとなっているところでございます。

法定三要素のもう一つであります、通常企業の賃金支払能力につきましては、統計がいろいろ記載されていますけれども、主なものを申し上げますと、法人企業統計におきまして、経常利益でありますとか、売上高経常利益率でありますとか、従業員一人当たりの付加価値額、こういったものが堅調になっているかというところが見てとれます。

ただし、規模によって大企業と中小との格差があり、製造業、非製造業との差がございまして、5 頁の上から 8 行ぐらいですかね、引き続き、二極分離化の状態にあるとの指摘もあるところでございます。

5 頁、第 3 パラグラフの加えてというところでございますが、価格転嫁の状況なども、中小企業庁の調査結果から考察されていまして、改善は進んでいる一方で、意に反して交渉が行われなかったものもあり、それから価格転嫁率について改善はしているところもありますけれども、労務転嫁率についても上昇もしているところであるという全体の評価となっております。また、倒産件数も報告されているところでございます。

これらいろんな指標がある中で、重視したところの解説が 6 頁の下から 2 行目、この結果という部分に記載がされておりまして、本年度審議において、特に重視されたところが、6 頁の下から 2 行目、労働者の生計費についてはということで記載がされていますように、先ほど申し上げた、頻繁に購入する品目、食料、基礎的支出項目、1 か月に 1 回程度購入する品目といったものについて、前年の最低賃金が改定された 10 月から本年 6 月直近までの 9 か月間の推移を見ていくということで、こちらが指標によっては 4.2% から 6.7% 前年同期よりも高くなっているということ。法定の 2 項目の賃金につきましては、賃金妥結状況が 5 % 台と 33 年ぶりの高い水準となった

昨年をまた上回る結果となっていることでありまして、7頁の上から7行目ぐらいでございますが、有期短時間契約労働者の賃上げが5%台ということでありまして、小規模事業場の賃金実態調査の賃金改定状況調査の結果も、平成14年度以降最高となった昨年を更に上回っているという、賃上げが継続されている状況も考察されているところでございます。

通常の支払能力につきまして、第3パラグラフでございますが、通常の支払能力については売上高、経常利益率や従業員一人当たりの付加価値額が高い水準で推移するという改善傾向にありますけれども、価格転嫁率について、賃上げ原資を確保することが難しい企業については二極分離という状況にあるということが考察されているところでございます。

また、小規模事業所への賃金実態調査と、春季賃上げ状況の差からも、規模によっては小規模事業所には賃金支払能力が相対的に低い可能性があるということ。そうした中で罰則付きの最低賃金の引上げには一定の限界があるということが述べられております。

下から、三つ目のパラグラフ、これらを総合的に勘案し、昨年度に引き続き、消費者物価指数の上昇が続いていることから、労働者の生計費を重視することに加えて、中小企業を含めた賃上げの流れが続いていることに着目したということでございまして、目安額、加重平均6%ということが適当でという値となっております。

8頁以降は今回初めてA、B、CランクでCランクが1円高くなったことについて、各指標でいきますと消費者物価指数や賃金改定状況調査の結果からCランクの方が高くなってきているということもあって、今回1円高くしたという説明でございます。

8頁～9頁につきましては、政府に対する要望が記載されておまして、10頁以降につきましては地方最低賃金審議会への期待ということで、公益見解の中で地方への期待が記載をされているところでございます。

第2パラグラフ、その際、今年目の目安額は最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、賃金上昇率が増加傾向にあること、地域間格差の是正を引き続き図ることなどを特に考慮して検討されるものであることにも配慮していただきたいと考えているということでございます。なお、最低賃金の改正の審議に当たっては、最低賃金法第9条第2項の三要素のデータに基づき公労使で丁寧に議論を積み重ねることが必要で重要である中で、政府や自治体の各種支援策によって、企業の生産性向上とともに、労働者の賃金上昇が図られることが期待されるが、各種支援策の詳細な制度設計は、今後、行われるものもあることに留意が必要であるというようなくだりとなっております。

10頁、最後のパラグラフでございますが、こちらにつきましては発効日について触れておまして、これまでの労側の主張であります10月1日の早い段階で発効すべきということで、組織労働者への波及を考慮した意見もある一方、主に使用者側からの意見だと思っておりますが、引上げ額が過去最高を更新し、影響率が大幅に上昇していることに伴いまして、賃金改定に必要となる賃金原資が増大していることへの対応でありますとか、政府の支援策利用時に求められる設備投資の計画的な積極的削減に至って、経営的、時間的な余裕のない中小企業が増加しているというような意見、それから年収の壁対策として、就業調整のタイミングが早まっており、人手不足がさらに深刻化して、企業経営に影響が出るといったことが挙げられているということ。このためこうした状況に留意して、最低賃金の発効日についても十分に議論を行うよう要望

するということが述べられているところでございます。

本文、簡単に紹介いたしました但、次は参考資料ということで、いろいろな項目が入れてございます。

2 頁、消費者物価指数の対上昇率につきましては、重視したというところでございまして、持家の帰属家賃を除く総合が 3.9 でありますけれども、生活やエネルギー、食料、そういったものの関連項目で抜き出していきますと、4 % から 6 % の前年度比、前年同期比の上昇率にあるということでございます。

時間の都合上、省略しますが、5 頁に移りますと、本文の中にありますエンゲル係数でありますとか、7 頁、8 頁にいきますと、新規賃上げの妥結状況の中での連合の集計。有期短時間契約社員の集計のところ。それから、経団連の集計、日商の集計というのが 9 頁、10 頁等にかかれていたるところでございまして。

通常の企業の支払能力でいきますと 14 頁でございまして、法人企業統計によるところの経常利益が堅調に出ているというところが、赤い囲みの中で推移して 1,000 万未満でも 28.8% ということ。15 頁におきましては、最近の四半期ごとについても、売上高、経常利益率は顕著に安定していることが記載をされているものでございます。

16 頁、従業員一人当たりの付加価値額の推移、それから、労働分配率のものが 17 頁に記載をされております。日銀の売上高経常利益率が 18 頁、19 頁というところに記載をされております。

20 頁以降につきましては、こちらは価格転嫁の中小企業庁の資料、24 頁は倒産の件数が、ここ 3 年は増加しているというところ。25 頁は倒産の中でのインフレ倒産の割合であるとか、25 頁以降は完全失業率、有効求人倍率、新規求人数等の雇用状況であります。29 頁、30 頁につきましては、最低賃金のところで働く労働者がどういった方が多いのかということの寄与度を示しているものでございます。30 頁、32 頁、31 頁の線グラフにつきましては、最低賃金の影響を受ける労働者の割合が高くなっているということのグラフでございまして、影響率の推移につきましては 34 頁でございまして。

青色につきましては、基礎調査と言われる 30 人未満の小規模事業場の結果でございまして、黄色は賃金構造基本統計調査と言われる 5 人以上の規模を対象とした幅広い対象の賃金調査での推移となっております。

完全失業率、有効求人倍率、雇用保険被保険者数、事業主都合資格喪失者数、こういったものにつきまして、最近の影響率が高いところで雇用失業状況に影響はないということの確認のための資料等を入れているものでございます。

倒産、完全失業率の推移、こちらについては前回御報告させていただいたものとなりますので、それ以降につきましては資料説明は割愛させていただきます。

後ろから 3 頁になりますが、別紙 2 を入れてございまして、小委員会報告となります。こちらは小委員会の中で労側、使側、それぞれどういった御主張があったかが分かるように記載をしているところでございます。後ろから 3 枚目の 3 頁でございまして、意見の不一致によりまして公益見解として示したというようなくだりが載せられているというところでございます。

簡単でございまして、専門部会委員以外の皆様方への公益、答申の目安の報告とさせていただきます。

説明は、以上でございまして。

○井花会長

はい。ありがとうございました。

ただいまの目安の答申及び公益委員見解の御確認いただいて御説明いただいた点につきまして、何か御質問、あるいは御意見等ございませんでしょうか。

午前中、専門部会を開いたのですけれども、その専門部会に出席されていない委員の方で特に何かございませんでしょうか。

ございませんかね。はい。

では、今後の日程につきまして事務局から御説明をお願いいたします。

○木村賃金室長

長く説明させていただきまして、ありがとうございました。

審議日程につきまして、確認をさせていただきます。

中央最低賃金審議会の目安答申が例年より遅れましたことから、専門部会での結審につきましては、午前中の専門部会での確認では、結審は8月12日、火曜日以降になるということを見込んでいるところでございます。

つきましては、この本審の予定といたしましては、8月8日、金曜日、午後2時から日程を確保していただいておりますが、こちらの本審につきましては中止といたしまして、予備日といたしました8月12日、午後1時30分に答申を予定して開催をさせていただきたく存じます。皆様には御了解をお願いいたします。

これに合わせまして、異議審の日程も8月26日又は28日ということで日程の確保をしていただいておりますが、8月12日の答申ということになりますと、異議審は8月28日に開催をいたしまして、8月26日につきましては中止とさせていただきたいと存じます。こちらにつきましても御了解をお願いいたします。

繰り返しになりますが、中止といたしますのは、8月8日午後2時からの本審、8月26日午前10時からの本審、こちらを中止とさせていただき、答申については8月12日を目途として、その異議審を8月28日の10時からというようなことでさせていただきたいということでございます。御了解をお願いいたします。

説明は、以上です。

○井花会長

ありがとうございました。

ただいまの日程の説明につきまして、御質問等はございませんでしょうか。

では、今の日程の御提案につきましては、了承とさせていただきます。

では、次回の案内につきまして、繰り返しになるかもしれませんが、よろしくお願いします。

○木村賃金室長

日程調整につきまして、日程の確保をいただきましてありがとうございました。次回につきましては、8月12日、火曜日、午後1時30分から、場所は福井春山合同庁舎1階、第1共用会議室となります。どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○井花会長

ありがとうございました。
特に何か、何もございませんでしょうかね。
はい。では、これで本日の審議会は閉会といたします。
皆さん、お疲れ様でした。

（閉 会）